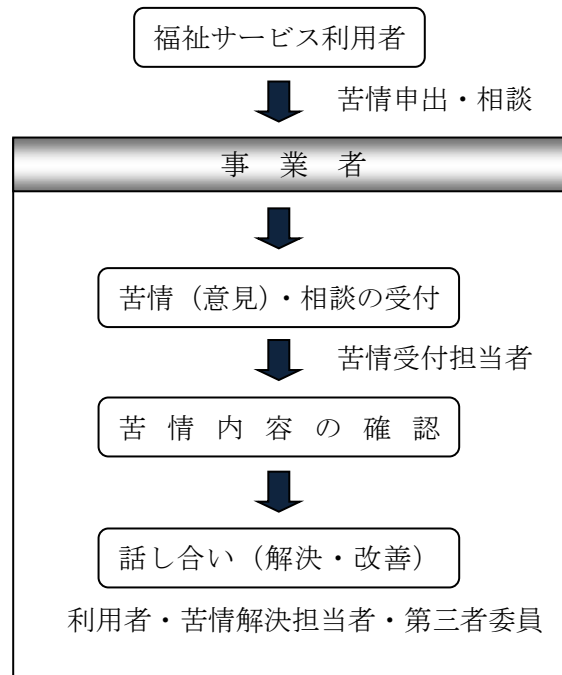


「苦情相談窓口」のご案内

当法人（事業所）では、社会福祉法第82条の規定に基づき、利用者からの苦情に適切に対応するため、次のとおり「苦情相談窓口」を設置し、苦情解決に努めています。

記

- 1 苦情受付担当者 古川 とし子（包括支援管理者）
- 2 苦情解決責任者 青木 智香（事務局長）
- 3 第三者委員 十亀 恵治 城東区関目3-9-14 ☎ 6933-3263
竹内 善博 城東区蒲生2-10-36 ☎ 6931-7338
- 4 苦情解決の方法



* 事業者に「言いたいこと」「聞いてほしいこと」がございましたら、お気軽に苦情受付担当者にご相談ください。

* どうしても言いづらい場合は、直接、第三者委員に相談することもできます。

* 電話・手紙による相談にも応じます。

社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会・城東区地域包括支援センター

TEL 6936-1133

FAX 6935-8737